

等級及び職制上の階段ごとの職員数(平成30年4月1日現在)

(1)行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事又は技師の職務 2 保健師の職務	23	20%	主事	21	45	40%	係員級
				技師	1			
				保健師	1			
				計	23			
2級	1 主査又は技査の職務 2 副主任保健師の職務	22	19%	主査	22	24	21%	係長級
				技査	0			
				副主任保健師	0			
				計	22			
3級	1 係長の職務 2 主任主査又は主任技査の職務 3 主任保健師の職務	24	21%	主任主査	12	44	39%	課長級
				主任技査	1			
				主任保健師	1			
				係長	10			
				計	24			
4級	1 課長補佐又は副室長の職務 2 委員会等の事務局の課長補佐又は次長の職務 3 主幹又は技幹の職務	29	26%	課長補佐	11	13	12%	
				副室長	3			
				議会事務局次長	1			
				主幹	12			
				技幹	2			
				計	29			
5級	1 課長又は室長の職務 2 会計管理者の職務 3 委員会等の事務局の課長、若しくは局長又は園長の職務	13	12%	課長	7	2	2%	
				室長	3			
				議会事務局長	1			
				会計管理者	1			
				あおぞらこども園長	1			
				計	13			
6級	1 参事の職務 2 困難な業務を処理する課長の職務	2	2%	参事	2	計	2	
				計	2			
		113	100%					

※再任用職員も含む

(2)技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 守衛又は巡視の職務 2 用務員等の職務 3 労務作業員等の職務 4 事務見習又は技能見習等の職務	0	0%			1	100%	係員級
				計	0			
2級	1 自動車運転手の職務 2 一般技能職員の職務 3 電話交換手の職務 4 困難な業務を行う用務員等の職務 5 相当の経験を必要とする労務作業員等の職務 6 困難な業務を行う守衛又は巡視の職務	1	100%	用務員	1	0	0%	主任級
				計	1			
3級	1 相当の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする作業を行う一般技能職員の職務 3 相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 4 特に困難な業務を行う用務員等の職務 5 特に困難な業務を行う守衛又は巡視の職務 6 職務の内容及び責任の程度が前2号と同等と認められる労務作業員等の職務	0	0%			計	0	
				計	0			
		1	100%					